

広報

# な しょう しま

Communication & Public relations

すな おな えが おのしま



## contents

- 02 町長の二言・三言
- 04 総務課・環境水道課からのお知らせ
- 05 建設経済課からのお知らせ
- 06 住民福祉課からのお知らせ
- 08 カメラレポート
- 12 住民福祉課からのお知らせ
- 16 総務課からのお知らせ
- 17 まちづくり観光課からのお知らせ
- 18 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 8月1日現在(先月比) 世帯数/1,578(-5) 人口/3,065(-10) 男/1,578(-8) 女/1,487(-2) 町の面積 | 14.22km<sup>2</sup>  
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

直島HP / <http://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / [somu1@town.naoshima.lg.jp](mailto:somu1@town.naoshima.lg.jp)

## 「町長の一言・三言」

## 「新型コロナウイルス禍の中で、当町が行った取り組みや起こった出来事について」

直島町長 小林 眞一

今般の深刻な新型コロナウイルス禍の中、町民の皆様におかれましては、「3つの密」の回避、マスクの着用、手洗いの励行など「新しい生活様式」の実践、また、感染リスクの高い大都市への不要不急の移動は控えるなど、日常からの新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

また、町内の事業者の皆様におかれましても、さまざまな対策を講じながら、町民の皆様の生活を支えていただいていることに対し、深く敬意を表します。

先月、近隣地域である高松市や生活圏である岡山市などでは、小規模なクラスターの発生や経路が不明な感染が発生しており、この状況下、香川県では7月18日から31日までの期間を「感染警戒期」とし、県民の皆様に対し、広く感染予防対策を呼び掛けるなど、さまざまな感染予防の取り組みがなされています。

当町の状況は、現段階（7月末）で

は、未だ感染者が発生しておりませんが、全国的に感染拡大の波は予断を許さない状況であり、社会構造上、生活面や産業・経済活動において、日常的に町外との関わりが欠かせないことから、引き続き、皆様一人ひとりのウイルス感染防止対策をよろしくお願い申し上げます。

さて、ここで、新型コロナウイルス禍の中で、当町が行った取り組みや起こった出来事などを紹介させていただきます。

まずは、一点目として、町内における感染予防対策であります。

感染予防対策で最も重要なのは個人レベルの対策であり、当町では、2月の早い時期から、ふれあい通信で「ウイルス感染症の拡大予防」対策として「手洗い・うがい・マスクの着用・咳エチケット」などの励行を周知して以降、感染予防対策について、広報およびタブレット端末を通して、県の緊急事態宣言などを交えながら、定期的に

注意喚起を行ってきました。

また、事業者の皆様におかれましても、玉野市側から地元企業に勤務している方が通勤していることから、三菱マテリアルやベネッセなどに対し、直接、感染予防対策の徹底をお願いをしました。既に自主的に対策を講じていただいております。

冒頭にも申し上げておりますが、未だ感染者が出ていないのは、これら一連の取り組みの賜物であることから、この広報活動については一定の効果があつたものと考えております。

一方、町の取り組みとして、感染予防対策については、ふれあい診療所においては、マスク・防護服・フェイスシールド・消毒液の確保、受付などにアクリル板を設置、ウイルス感染外来に対応するための診察スペースを創設するなどの対策を講じたほか、緊急事態宣言の解除以降については、町内外の人の往来が活発になることが予想されますが、庁舎、海の駅、診療所、教育施設など、町民の皆様が利用する施設

については、空調管理しながら感染予防対策を講じていく必要があることから、殺菌性と安全性に優れた二酸化塩素水の噴霧器を使って、施設の空間除菌を行っています。特に役場庁舎の1階フロアは天井が高く、アクリル板やビニールシートでは飛散防止の効果が期待できないことから、この方法を採用しています。

次に、新型コロナウイルス関連の町の支援策について、ご紹介させていただきます。

議会の一般質問でも答弁しておりますが、今回の新型コロナウイルス対策については「町民の生活を守る」という生活基盤の支援を最優先課題として取り組んでおります。

特に観光事業者の皆様は大変苦労されておりますが、まずは、速やかに国の「特別定額給付金」を全町民にお届けしようとして、5月22日から支給開始し、7月末までに全世帯の約99%のご家庭への支給が完了しています。この中には、当然、観光事業者の方も含まれて

いることから、結果的に支援策の第1弾となり、これに合わせて、持続化給付金など国や県などの救済策を受けることが第2弾、これに加え、第3弾として、今回、国の地方創生臨時交付金を活用し、町内観光事業者等に対し「事業継続応援資金」の受付申請を7月下旬から開始しています。

この他の支援策として、水道料金や国民健康保険税などの費用負担の軽減なども実施しており、今後は状況を見ながら、融資に対する利子補給、固定資産税などの負担軽減なども想定しておりますが、緊急事態宣言解除後の現在、町の産業界は新たな局面を迎えることとなり、町の支援策についても、生活支援から事業継続に対する支援に移行していくこととなります。しかしながら、観光事業だけでなく、地元の主要産業である製造業や水産業にも甚大な影響が出ることも予想されることから、これらの業種を注視しつつ、今後の対策を検討していく必要がありますが、町の財源のみでの支援策には、財政面から鑑みると、すぐに限界を超えてしまうことから、国の第2次補正予算における臨時交付金などを最大限活用しながら、継続的な感染拡大防止と社会経済活動の両立に最善を尽くしていく所存であります。

以上、新型コロナウイルスに関する取り組みなどをご紹介しますが、こ

これらの事業などの検討・実施していく中で、この件に関する町議会の一連の動向について、この書面をお借りして意見を述べさせていただきます。

7月の議会だよりをご覧になった方も多いと思いますが、その誌面の一部で町当局に対する批判攻撃へと世論を誘導するために、意図的に編集されたと思われる内容が顕著に見られ、議会の見識を疑うような内容がありました。

特に、誌面の後半部分については、今回の新型コロナウイルス禍における町民の一つの意見であることは間違いないとは思いますが、一部の観光事業者と町議会が、町当局への信頼失墜を企て、その内容を攻撃材料として政治的に利用していると感じざるを得ないと思われる内容でありました。

なぜ、そう感じた具体的な理由については、次のとおりです。

一、これまでの議会傍聴記は、傍聴された方は実名で意見を述べられていたが、今回はなぜか匿名となり、内容についても観光事業者の方からの意見と推測されるようなものばかりであった。（傍聴された全員の意見なのか？それとも意図的に抽出したのか？が不明である。）

二、異口同音に町政に対する不信・批判であること。（自発的に傍聴に来た方の意見

なのか？それとも傍聴記ありきで集めた方々の意見なのか？）

三、4月の議会からの要望書、5月に町内観光事業者ご一同様からの要望書の提出時に町当局として話し合いの場を持ち、口頭ではあるが状況説明や今後の見通しなどを言える範囲で回答したにもかかわらず、6月議会の質問などで、回答や実行していないように見せかけ、議会だよりに掲載している。

四、観光事業者以外の町内事業者や一般町民の意見について、何も述べられていない。（私の所にはさまざまな分野の方から、対照的な意見を多数いただいているが、議会には意見が寄せられていないのか？それとも意図的に出していないのか？）

以上、代表的な内容について取り上げさせていただきましたが、いずれにしても町議会という公平・公正な判断が求められる立場でありながら、その時の世情・感情に囚われ、恣意的で極端に偏った行動に終始している現状は、非常に危険な状態であると言わざるを得ません。

また、私が最も危惧していることは、町民の皆様が「悪いイメージ」となり、町内の中で互いをいがみ合う対立構造が発生し、混乱が生じることであります。

私は、今の町議会の行動は、その混乱を助長するものであると認識しており、一刻も早くその行動を是正し、議会の本分を再認識し公平・公正な活動を求めるものであります。

テレビ・新聞等においても、第2波・第3波への懸念する情報が取り上げられておりますが、感染拡大を防止しなければ、経済活動や学校、地域コミュニティなどに更なる影響を及ぼし、再び停滞する恐れが十分考えられます。この状況下で、継続的な感染拡大防止と社会経済活動の両立を推進していくには、町民および各分野の事業者を問わず「オール直島」の体制で挑んでいく必要があります。

私としましては、今回の不測の事態に対し、町長としての責任をもって、迅速かつ柔軟な対策を講じていく所存でありますので、最後に繰り返しになりますが、何卒、皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

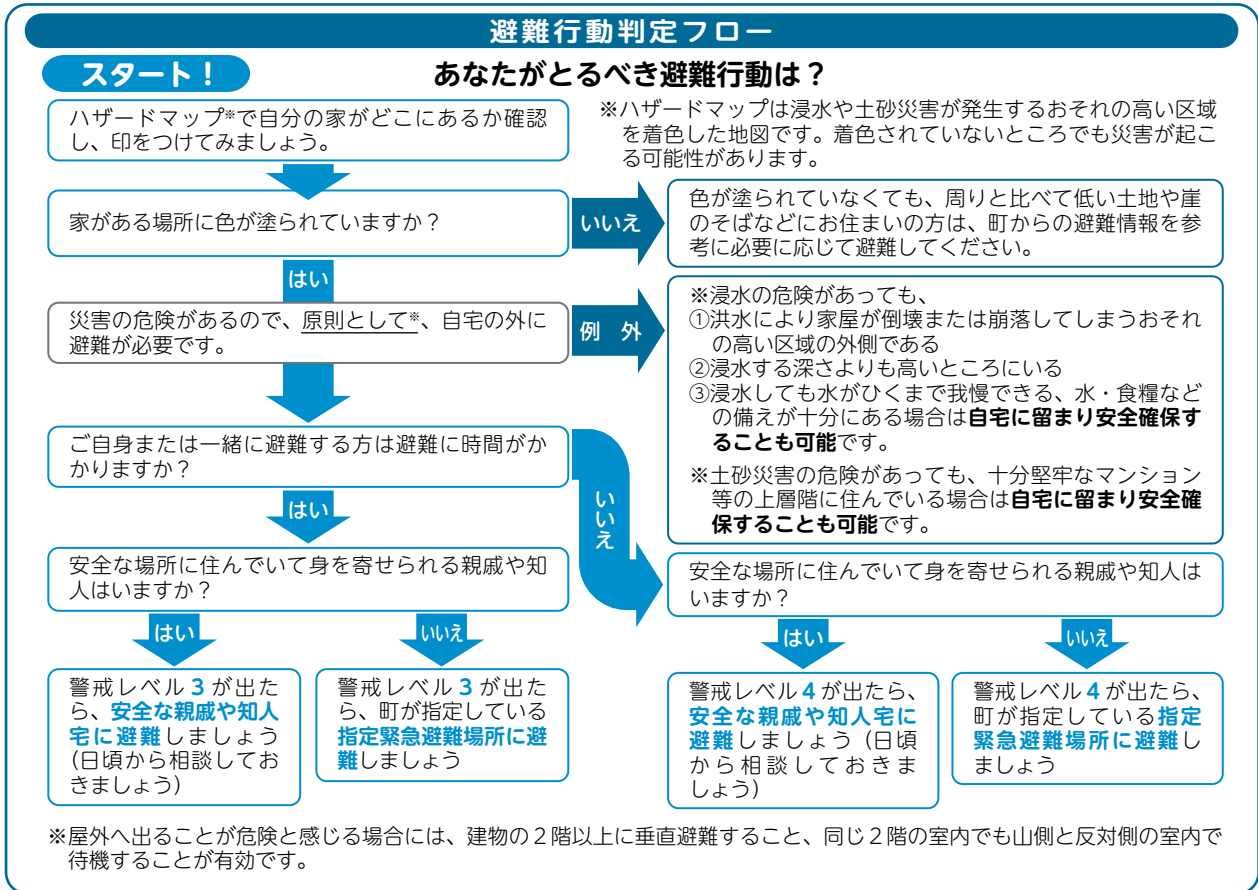
末筆ではございますが、皆様には感染症対策だけでなく熱中症対策等、体調管理に気をつけるなど、一層のご自愛のほどお祈り申し上げます。



## 総務課からのお知らせ

### 水害や土砂災害から命を守る行動を！！

今年も7月豪雨において全国各地で洪水や土砂災害での被害が出ました。  
 令和元年度出水期から、警戒レベルを用いた避難情報等を発令しております。  
 下図の避難行動判定フロー等を活用して、**災害時の行動について**考えてみましょう。  
 ハザードマップは、町ホームページおよびタブレット端末に掲載しております。



お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222

## 環境水道課からのお知らせ

### ごみの出し方（紙類編）

#### ●ごみステーションへ出す際のポイント・注意点

**収集日**…毎週木曜日（前日からは出さないこと）  
 種類ごとにひもで十字にしばって出してください。  
 （種類：新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、その他雑紙\*）  
 ※その他雑紙：菓子箱、おもちゃの外箱、包装紙、紙袋、広告等  
**紙パック**…開いて水洗いしてからしばってください。

#### ●その他特にお願したい点

- 燃えるごみの中に紙類（包装紙、菓子箱等）が多く混在しているため、できるだけ分別して紙類として出してください。
- 紙類は、水に濡れるとリサイクルできないので、雨の日および雨の降りそうな日は出さないでください。

ごみ出しルールを守りましょう！

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

●●●●●●●● **建設経済課からのお知らせ** ●●●●●●●●

## 農業相談会を開催します

皆さんが知りたい野菜、果樹、花き栽培のポイントや鳥獣被害対策について、専門の普及指導員がお答えします。お気軽にお越しください。

- **日 時** 9月9日(水) 10:00~15:00 (12:00~13:00は除く)
- **場 所** 役場2階大会議室
- **内 容** 野菜、果樹、花きの栽培管理・病虫害防除、鳥獣被害対策等について香川県東讃農業改良普及センター職員と個別相談

## 令和2年度狩猟免許試験のご案内

### 1. 試験日時等

	日 付	時 間	種 目	会 場	申請書受付期間
第1回	9月12日(土)	9:00~	わな猟	香川県庁北館	8月3日(月)~8月21日(金) (必着)
第2回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		
第3回	9月13日(日)	9:00~	わな猟		
第4回		13:30~	第一種銃猟 第二種銃猟		

### 2. 申請手数料

免許1種類につき5,200円(県証紙)  
 ※他の種類の狩猟免許の交付を受けている方は1種類につき3,900円

なお、上記の狩猟免許試験を受験しようとする方に、狩猟に関する知識を習得してもらうため狩猟免許試験予備講習会が下記のとおり実施されます。

日 時	場 所	講習内容	申込書受付期間
9月5日(土) 6日(日) 10:00~16:00 (2日間)	香川県農業協同組合 中央地区営農センター3階 高松市下田井町367-1	わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟 法令、鳥獣の判別および技能	8月3日(月)~ 8月21日(金)

(必ず両日とも受講してください。)

※受講料：1種類7,000円、2種類以上8,000円

**免許を取得し、町内で有害鳥獣の駆除に従事していただける方は、町から狩猟免許試験申請手数料、狩猟免許試験予備講習会受講料、受験申請時添付用の医師診断書料の補助があります。**

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



## 住民福祉課からのお知らせ

### ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

国では、ひとり親世帯に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

#### 基本給付

##### ●対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ③新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

●給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

#### 追加給付

##### ●対象者

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

●給付額 1世帯5万円

#### 給付金の支給手続・給付時期

- 児童扶養手当の認定を受けている方または申請中の方については別途案内があります。
- それ以外の方については下記窓口までお尋ねください。

### 出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日 8月20日(木)

##### ●場所・時間

- ・役場（1階会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（講義室） 13：00～16：00

##### ●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

##### ●年金請求・各種手続

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

##### ●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など  
相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223（上記事）・2226（下記事）

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

**ご存知ですか？ 児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度**

**児童扶養手当制度**

父子・母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。  
受給者は毎年8月に現況届を提出することになっています。8月以降も引き続き受給するために必ず提出してください。

**支給対象** 次の条件に当てはまる児童を監護している父（母）、または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父（母）が死亡した児童
- 父（母）が重度の障がいの状態にある児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- など

**手当が支給されない場合**

- 児童が児童福祉施設等に入所している
- 父（母）が婚姻している（事実上婚姻関係と同様の事情がある）
- など

**手当月額**

	全部支給	一部支給（所得に応じて決定）
令和2年4月分から （子どもが1人の場合）	43,160円	10,180円～43,150円
子ども2人目の加算額	10,190円	5,100円～10,180円
子ども3人目以降の加算額	6,110円	3,060円～ 6,100円

※前年の所得により手当の一部または全部が支給停止となることがあります。

**特別児童扶養手当制度**

身体や精神に中程度以上の障がいのある児童の健やかな成長を願って支給される手当です。  
受給者は毎年8月に所得状況届を提出することになっています。8月以降も引き続き受給するために必ず提出してください。

**支給対象** 身体または精神に障がいのある児童を監護している父母、または養育者

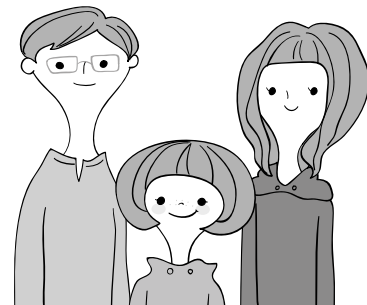
**手当が支給されない場合**

- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けている
- 児童が児童福祉施設等に入所している
- など

**手当月額**

区分	令和2年4月分から
1 級	52,500円
2 級	34,970円

※前年の所得により手当が支給停止となることがあります。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223

## ～直島の火まつり～

今年「直島の火まつり」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から中止となってしまいました。花火を打ち上げることはできませんが、過去の写真でお楽しみください。

直島の火まつり実行委員会

平成27年8月8日



平成26年9月7日

(8/9予定が、台風接近で延期)



平成28年8月20日







平成29年 8月26日



平成30年 9月1日



令和元年 8月24日



新型コロナウイルス感染症の終息を願います。来年は盛大に花火を打ち上げたいです！「皆さんの笑顔を見たいから！」

写真：青地大輔&町広報担当

7月6日(月)

## 消防団総会

直島町消防団の任期満了に伴う本部の改選が行われ井下良雄団長が再任されました。引き続き消防団のリーダーとして、安全・安心な地域づくりに御助力いただきます。

なお、副団長には、安部淳一氏（再任）が任命されました。



7月11日(土)

## 救急法講習会

直島ホールで子ども会の方を対象とした救急法講習会が開催され、日本赤十字社香川県支部の講師の指導の下、いざという時のための救急法を学びました。





7月21日(火)

## 校内ダンスコンクール

直島ホールにて、中学生による校内ダンスコンクールが開催されました。

クラス一丸となって作り上げた、各学年「課題ダンス」のソーラン節と「自由ダンス」を先生・保護者・地域の方々に披露しました。

### 3年生



### 2年生



### 1年生





..... 住民福祉課からのお知らせ .....

# 地域包括支援センターだより

## ～みんなで防ごう高齢者虐待～

★高齢者の虐待は、誰もが直面するかもしれない問題です！

### こんな場合に虐待が起こりやすい

- 高齢者に認知症がある。
- 介護をしていて疲れが溜まっている。
- 経済的に困っている。
- 困っていることを相談できる人がいない。 など



知らなかった。  
介護しているつもりが、「虐待」をしていたなんて…。

★思い当たることはありませんか？

高齢者虐待には五つの種類があります。	身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●良い事と悪い事を分かってもらう等の理由で、叩くなどして、しつけている。</li> <li>●無理やり食事を口に入れる。</li> <li>●ベッドに縛りつけたり、薬を過剰に服用させる。</li> <li>●高齢者を他の人と会わせない。</li> </ul>	
	心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排泄の失敗を笑ったり、それを人前で話すなどして恥ずかしい思いをさせる。</li> <li>○言う事をきかないので怒鳴ったり、ののしったりする。</li> <li>○子ども扱いしたり、侮辱する。</li> <li>○高齢者が話しかけても、意図的に無視する。</li> </ul>	
	介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入浴や身体を拭くなどの世話をしない。</li> <li>●おもらしをしないよう、水分をとらさない。</li> <li>●空腹でも食事を与えない。</li> <li>●室内のごみや汚物の処理を後回しにする。</li> <li>●病気の症状があるにもかかわらず、病院を受診させない。</li> </ul>	
	性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排泄を失敗した後など、下半身を裸にして放置する。</li> <li>○キスや性器に触ったり、性的行為を強要する。</li> </ul>	
	経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活に必要なお金を渡さない。</li> <li>●本人の財産を無断で売却する。</li> <li>●年金や預貯金を本人に無断で使う。</li> </ul>	

### 地域全体で「見守り、気づき、助け合う」ことが大切です

日常生活の「あいさつ」で地域からの孤立を防ごう。

ちょっとでもおかしいと思ったら、ためらわずに**町役場に通報**をしよう。



いつもと様子が違う時は「どうしましたか」といたわりの声をかけよう。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。通報によって、虐待を未然に防ぐことや、早期支援が可能となり、高齢者や虐待をしている家族など双方の救済につながります。守秘義務により誰が連絡・通報したかが周囲に漏れることは決してありません。

★虐待に関する相談・通報・届出は24時間受け付けています。  
〔直島町虐待防止センター〕を住民福祉課内に開設しています。〕

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-3400

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

ホットアドバイス ～理学療法士からリハビリテーションについて～

理学療法士の岩下です。

前は活動量低下予防のための下半身を中心とした運動でした。今回は口腔（口の中）に注目してお伝えしたいと思います。

口腔機能は食べることや表情、コミュニケーションに影響します。これらが低下していくと噛みやすいもの、飲み込みやすいものに食事が変わります。また舌を動かさないことで滑舌が低下するので、会話での話しにくさが現れやすくなります。これらが進むことで喉の筋力も低下して不活発な状態になってしまいます。これらが引き起こす病気の一つに『誤嚥性肺炎』<sup>ごえんせいはいえん</sup>があげられます。あるデータでは70歳以上の肺炎になった人の内70%が誤嚥性肺炎だったというデータもあります。

誤嚥には①唾液等による誤嚥 ②気管の開閉に伴う誤嚥 ③食べ物や唾液が喉に長く溜まって起こる誤嚥があります。寝ている間にも誤嚥することがあるということですね。これらを予防するためには口腔ケアが大事と言われています。歯磨きやうがいなどで口腔内を清潔に保つのはもちろんのこと、口内の働きを良くして飲み込みを良くすることができます。舌も筋肉なので動かすことが大切です。今まで文字を黙読されていたかもしれませんが、声に出して読むことをしてみてくださいはいかがでしょうか。

口内の働きをよくする体操を紹介します。

ゆっくりと声に出して5～10秒長く発音しましょう。



あ



う



い



お



ん

この体操以外にも「パタカラ体操」があります。同じように「パタパタパタ」「タカタカタカ」「カラカラカラ」「パタカラパタカラパタカラ」と発音することで口の筋肉を動かせます。

食事前やテレビを見ている時などの空いている時間にお口の体操を通して食事や会話を楽しみましょう。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**住民福祉課**へお問い合わせください。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-3400



# ●●●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

## 秋の検診が始まります

下記の日程で秋の検診を行います。  
検診対象に該当する方は必ず受診し、自己の健康管理に役立てましょう！

実施日(曜日)	実施内容	場 所	受付時間	
9月6日 (日)	子宮頸部がん	西部公民館	9:30~10:45	
	乳がん 視触診 マンモグラフィ 超音波		視触診	9:30~11:00
			マンモグラフィ	9:30~10:45
			超音波	9:50~11:35 12:50~15:35
9月7日 (月)	乳がん マンモグラフィ 超音波	9:20~11:35		
		12:50~15:20		

**[2020年度がん征圧スローガン]**  
いつ受ける？  
声かけしよう  
がん検診



※4月にお配りしている受診票と検診場所・時間が異なっていますのでご注意ください。

### 乳がん検診 【受診人数：マンモグラフィ 1時間で9人が目安、超音波 半日で10人が目安】

満30歳以上の女性が対象となります。  
受診申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入のうえ、健康手帳を持ってお越しください。

- ★医師による視触診：200円
- ★マンモグラフィ検診：500円  
30歳・40歳代の方は、乳がん好発年齢であることから、2方向撮影になります。  
今年度のマンモグラフィ検診は、奇数年生まれ（例：昭和31年、33年など）の方が対象です。
- ★超音波検査：300円  
超音波検査は基本的に乳がん好発年齢である30歳・40歳代の方を対象としていますが、それ以外の年齢の方も受診可能です。  
春にマンモグラフィのみを受診した方で、視触診検査・超音波検査を希望される方も受診できますので、ぜひお越しください。
- ★マンモグラフィ検診・超音波検査は、予約されている方が優先されます。

### 子宮頸部がん検診 【受診人数：1時間で25人が目安】

満20歳以上の女性が対象です。  
受診申し込み後に送付する問診票に必要事項をご記入のうえ、健康手帳を持ってお越しください。

- ★料金：500円 ※30~40歳の方で、希望される方は HPV 検査が追加で受けられます。(無料)  
[HPV (ヒトパピローウイルス)：子宮頸部がんなどの原因となるウイルスです。]  
※必ずスカートをはいてきて (持ってきて) ください。(衛生上の理由から、スカートの貸し出しはできません)

※検診をスムーズに行うため、乳がん検診・子宮頸部がん検診ともに事前に検診予約をとらせていただきます。  
●8/28(金)までに住民福祉課までご連絡ください。

コロナウイルス感染対策のため、次のことにご協力ください。

- マスク着用でお越しください。
- 検診車内の消毒等を行うため、通常より1人当たりの検診時間が長くなります。
- 検診車内の脱衣かごは撤去しますので、着替えを入れる袋をお持ちください。
- 検診着を貸し出すことは原則中止します。  
子宮頸がん：必ずスカートをはいてきて (持ってきて) ください。  
乳 が ん：視触診検診を受ける方は、バスタオルを1枚お持ちください。  
マンモグラフィを受ける方は、可能であれば前開きの服をご用意ください。  
超音波を受ける方は、バスタオルを2枚お持ちください。  
※超音波検査については、検診車内ではなく別のお部屋で行います。(車内の密集を防ぐため)

住民の皆さんが安心して受診できるように努めます。  
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

# ●●●●●●●● ●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

## ～国民健康保険に加入されているみなさんへ～ 「特定健康診査」実施のお知らせ

今年度、秋の「特定健康診査（特定健診）」の時期がやってきました。特定健診は、気づかないうちに進行している高血圧や高血糖などの体の異常から糖尿病などの生活習慣病を早い段階で発見して予防・改善するための健診です。



下記のとおり実施しますので、必ずご予約のうえ、6月初めに送付した受診券、質問票と被保険者証、健診料をお持ちのうえ受診してください。

種 別	実 施 日	健診場所	受付時間
集団健診	9月7日(月)	西部公民館	特定健診 10:00～12:00
			胸部レントゲン 9:30～12:00

※新型コロナウイルス感染症対策のため、特定健診の心電図を受診される方は、1人1枚バスタオルのご持参をよろしくお願いいたします。

また、マスクの着用にもご協力をお願いします。

「特定健診」を毎年受診すれば、異常が出る前の段階で変化に気づくことができるほか、異常が見つかった場合でも特定保健指導により病気になる前に生活習慣を改善することができます。

皆さんが、この先ずっと健康でいられるよう、年1回の健診を必ず受けましょう。

## 住民票の写し等の不正請求を防ぐため「本人通知制度」をご利用ください

町では、住民票の写し等の証明書を本人の代理人または第三者に交付したとき、本人にその事実をお知らせする「本人通知制度」を実施しています。これにより、不正取得の早期発見や抑止する効果が期待できます。

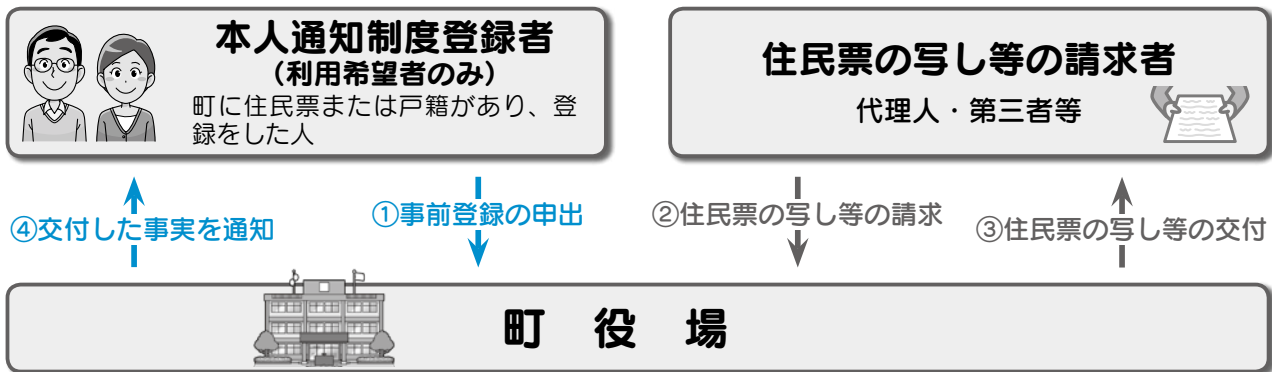
なお、希望される人は、事前登録が必要です。

**〈登録できる方〉** 町の住民基本台帳に記録されている方、または戸籍に記載されている方

**〈登録方法〉** 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、住民福祉課で申請してください。

（代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。）

その他詳しいことは、**住民福祉課**までお問い合わせください。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



# ●●●●●●●● 総務課からのお知らせ ●●●●●●●●

## 令和2年は、5年に1度の国勢調査の年です。

### 開始から100年をむかえる 令和2年国勢調査

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な、大切な調査です。  
 国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、  
 日本に住むすべての人・世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。  
 令和2年国勢調査へのご協力・ご支援をお願いします。



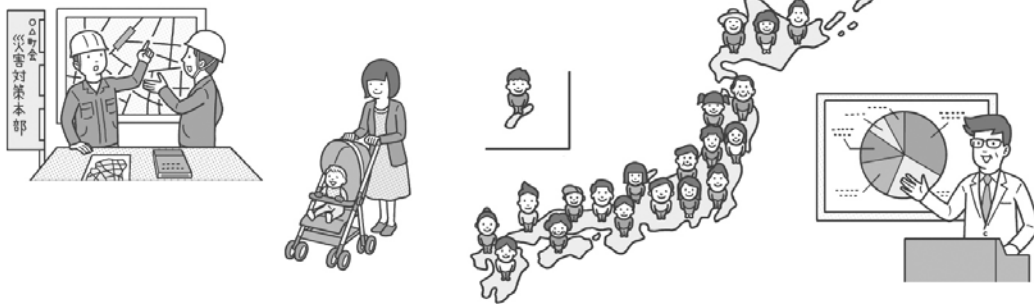
令和2年に実施する国勢調査は開始から100年  
 大正9年の第1回調査は「文明国の仲間入り」が合言葉

第1回の国勢調査は、計画から実施まで実に長い年月が費やされ、法律制定後からだけでも20年近くの年月を要しました。それだけに、統計関係者はもちろんのこと、国民も「文明国の仲間入り」を合言葉に大変な意気込みでこの調査に臨みました。名士による講演会、新聞の華々しい報道のほか、旗行列、花電車などの広報活動を展開、当時としては珍しいポスターも各地に貼りだされました。調査の行われた10月1日午前零時の前後には、各地でサイレン、大砲が鳴り、お寺やお宮では鐘、太鼓を鳴らし、文字どおり鳴り物入りのお祭り騒ぎで国を挙げての一大行事となりました。



### 〈調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます〉

調査の結果から得られる人口は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。  
 また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、様々な分野で幅広く活用されています。



## 令和2年10月1日に国勢調査を実施します

日本国内に住むすべての人と世帯が対象です。



国勢調査2020キャンペーンサイト **国勢調査** **検索**  
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>



お問い合わせ 総務課 ☎087-892-2222



●●●●●●●● まちづくり観光課からのお知らせ ●●●●●●●●

**特定計量器（はかり）の定期検査のお知らせ**

新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から延期しておりました特定計量器（はかり）の定期検査を、下記の日程で実施します。取引や証明にはかりを使用する方は、計量法に基づき2年に1回、定期検査を受検することが義務付けられていますので、必ず受検してください。

なお、感染の拡大状況を踏まえ、再度延期等を行う場合は改めてお知らせします。

**日時** 9月17日(木) 11:20~13:50

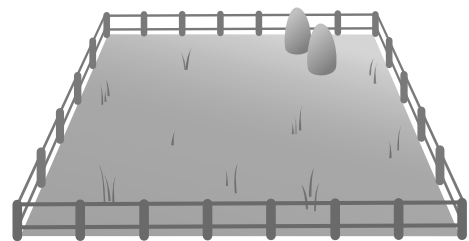
**場所** 直島町浄化センター（納言様）

**お問い合わせ** 香川県計量検定所 ☎087-881-2517

**～空き家・空き地バンクのご案内～  
使われていないお家を活用してもらうことで  
今ある不安・心配を一緒になくしませんか？**

**●空き家・空き地バンクとは？**

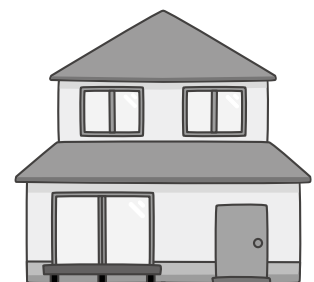
使われていない空き家や空き地を「空き家・空き地バンク」に登録し、借りたい人や買いたい人へ無料でご紹介する制度です。登録後、改修補助金を活用することができます。



**●移住・定住希望者がたくさんいる中、ご紹介できる物件がなくて困っています。**

※空き家・空き地バンク登録者数 約260名（2020年7月現在）

知らない人に貸す・売ることが不安な方でも担当者や専門家がしっかりサポートするので安心してご利用いただけます。



詳しくは担当**まちづくり観光課**までお問い合わせください。

**お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020**



## ふれあい診療所からのお知らせ

8月 泌尿器科外来診療日

8月25日(火) 午前中のみ

受付 8:30~11:30  
診察 9:15~12:00

No.157

### ふれあい健康コラム



## 寝ている間にあなたを蝕む ～睡眠時無呼吸症候群～

睡眠時無呼吸症候群は、睡眠中に無呼吸となることによって日中の眠気をきたす病気です。無呼吸の定義は10秒以上の気流停止（気道の空気が止まった状態）とし、7時間の睡眠中に30回以上の無呼吸を呈するか、1時間あたりに5回以上あれば睡眠時無呼吸と診断されます。

この病気の深刻さは、睡眠中の無呼吸により覚醒時（起きているとき）の私たちの日常生活活動に悪い影響を及ぼすことです。また、自分では気が付かない間に日常生活活動や社会生活に様々な危険性を呈する可能性があります。さらに、睡眠時無呼吸症候群は肥満、高血圧、糖尿病、高脂血症などといった生活習慣病を引き起こすケースが多いといわれております。睡眠は昼間の活動で疲れた脳と体を休息させるためのものです。睡眠中に無呼吸が繰り返されると脳や体の中に行く酸素量が減ってきます。無呼吸により脳や体は覚醒状態になるので睡眠の質は低下し、日常生活状態に様々な影響が生じます。眠い・疲れたというだけではなく、様々な悪影響を呈するようになります。仕事での会議中や学校での授業中など大事な時間であっても急に居眠りをしたり、仕事や勉強への意欲低下につながります。

さらに、睡眠時無呼吸では高血圧、脳卒中、心筋梗塞などを引き起こす危険性が約3～4倍高くなり、特に重症例では心血管系疾患発症の危険性が約5倍にもなります。しかし、経鼻的持続陽圧呼吸（CPAP）治療によって、健康人と同等まで死亡率を低下させることが明らかになっています。

睡眠時無呼吸の検査、治療は島内でも十分可能です。検査に関しては入院ではなく自宅に検査キットを持ち帰って、簡単にできるようになっています。睡眠時無呼吸は検査してみないとわからない病気であり、特に中年以降の方に積極的に検査していただきたい病気です。また、同居している家族からの勧めで検査して初めてわかることも少なくありません。ご興味があればいつでも診療所にご相談ください。

(医師 須藤 雄也)

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

## 教えてください！ あなたの直島町「こころの風景」

NHK-BS プレミアムで放送する『にっぽん縦断こころ旅』。俳優の火野正平さんが、番組に寄せられたエピソードをもとに、地元の人々とふれあいながらこころの風景を訪ねます。

“2020秋の旅”は、北海道をスタート！東北は青森から太平洋側の岩手・宮城・福島を南下し、一気に四国は徳島へ。

香川・愛媛・そして高知を目指す12週間の旅をします。その旅のルートは、皆さんから寄せられたお手紙で決まります！

香川県の放送予定 12月7日(月)～12月11日(金)

応募方法 ①住所 ②名前 ③電話番号 ④性別 ⑤年齢 ⑥思い出の場所・風景 ⑦場所にまつわるエピソードを記入して下記まで。

ファックス 03-3465-1327 はがき・封書 〒150-8001 NHK「こころ旅」係 (住所不要)

締め切り 香川県 10月19日(月)必着！

▼詳しくは番組ホームページをご覧ください

<http://nhk.jp/kokorotabi> または「こころ旅」で検索！

問い合わせ NHK ふれあいセンター 0570-066-066 (ナビダイヤル) または050-3786-5000

### 寄附のお礼

▼ 柏原一司様より亡義父浮田英治様の香典返しとして、直島町立診療所、直島町社会福祉協議会、直島幼児学園、直島小学校、本村長寿会に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 菊地正和様より亡祖母菊地玉喜様の香典返しとして、本村太鼓同好会、直島町郷土芸能保存会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。

▼ 橋本久美子様より亡夫橋本稔様の香典返しとして、直島小学校、直島中学校、直島町立診療所、直島剣道スポーツ少年団、宮ノ浦自治会、直島町社会福祉協議会に対して金一封のご寄附がありました。

おくやみ (敬称略)  
つつしんでご冥福をお祈りします

地区	氏名	年齢
本村	浮田 英治	89
本村	菊地 玉喜	92
宮ノ浦	橋本 稔	82

### ★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

#### わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。

※写真でもデータでもOKです。

#### 「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

#### 送り先

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報おしま〇〇〇コーナー」  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

締め切り: 8月20日(木)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

### チャレンジ! 広報クイズ

Q.秋の「特定健康診査(特定健診)」は毎月何日に実施されるでしょうか?

- ①8月7日    ②9月7日    ③9月8日

(ヒントは、広報紙の中にあります)

7月号の答え ③ 応募総数6通

#### 【応募締め切り】8月31日(月)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

#### 【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1  
直島町役場総務課「広報クイズ8月号」係  
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。  
※ご応募いただいた皆さんの個人情報(賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません)。

### 玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
8月9	竹原内科医院 (迫間)71-0101	たまひかりハビテーションクリニック (玉)31-6803	白髪歯科医院 (築港)32-2880
10	玉野中央病院 (築港)31-1011	玉野市民病院 (宇野)31-2101	そのだ歯科医院 (和田)81-6771
16	長崎医院 (用吉)71-4800	みやもと整形外科 (東紅陽台)71-3030	竹北歯科クリニック (田井)31-0310
23	日赤玉野分院 (築港)31-5117	宇野八丁目クリニック (宇野)33-8080	谷歯科医院 (宇野)31-3500
30	満木内科小児科 (用吉)71-0747	近藤医院 (東田井地)41-1061	千葉歯科医院 (和田)81-0039
9月6	たなべ内科 (八浜町八浜)51-3600	玉野三井病院 (玉)31-4187	仲田歯科医院 (築港)21-2949
13	油原医院 (和田)81-8235	玉野市民病院 (宇野)31-2101	中村歯科医院 (日比)81-8241

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。  
※休日当番医は都合により変更することがあります。

### ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(8月10日~9月11日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8/10	11	12	13	14
休診日	須藤	午前 須藤・井上 午後 井上	須藤	井上
17	18	19	20	21
午前 須藤・井上 午後 井上	須藤	午前 須藤・井上 午後 須藤	井上	井上
24	25	26	27	28
午前 須藤・井上 午後 須藤	須藤	午前 須藤・井上 午後 井上	須藤	井上
31	9/1	2	3	4
午前 須藤・井上 午後 井上	須藤	午前 須藤・井上 午後 須藤	井上	井上
7	8	9	10	11
午前 須藤・井上 午後 須藤	須藤	午前 須藤・井上 午後 井上	須藤	井上

※診療担当医は、都合により変更することがあります。  
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00  
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30  
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので下記に電話してください。  
※(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。  
※(お知らせ) 第4火曜日の午前中のみ泌尿器科専門外来を開設します。  
ふれあい診療所 ☎087-892-2266



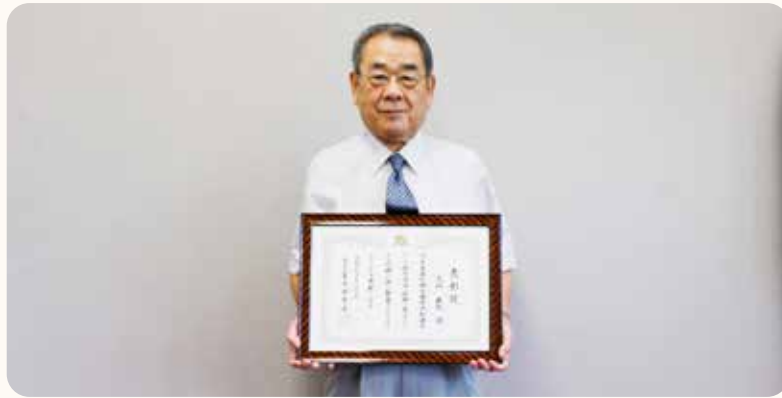
横防 岡崎 貢さんの作品  
「横防外浜の景」



オノ神 麻生 京子さんの作品  
「朝顔」

## 地方自治功労者知事表彰受賞

### 丸山 義朗 氏



6月29日(月)香川県庁において、令和2年度地方自治功労者知事表彰の表彰式が行われ、当町の丸山義朗氏が、町議会議員としての多年にわたる地方自治における功績が認められ、地方自治功労者知事表彰を受賞されました。

### お詫びと訂正

7月号の14ページに掲載された「ミニギャラリー」の内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

(誤)丸野 美和子 (正)丸野 美知子